

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第1期第2四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社THEグローバル社
【英訳名】	The Global Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永嶋 秀和
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03-3345-6111
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 岡田 一男
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03-5908-3602
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 岡田 一男
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期 第2四半期連結累計期間	第1期 第2四半期連結会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年12月31日	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日
売上高(千円)	2,936,507	2,245,672
経常損失()(千円)	270,449	25,134
四半期純損失() (千円)	180,782	26,283
純資産額(千円)	-	2,015,292
総資産額(千円)	-	12,029,250
1株当たり純資産額(円)	-	634.91
1株当たり四半期純損失金額()(円)	57.50	8.36
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	-	16.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,280,766	-
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	136,787	-
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,075,393	-
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	-	786,088
従業員数(人)	-	70

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第1期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

4. 当社は平成22年7月1日設立のため、前第2四半期連結累計(会計)期間及び前連結会計年度に係る記載はしていません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、次の連結子会社が解散しております。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) アドニス有限責任 中間法人	東京都港区	6,000	その他事業	- (100)	特定目的会社等の特定出 資等の取得、保有及び処 分のため設立。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	70 (28)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員(常用パートを含んでおります。)であります。臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	11
---------	----

(注) 従業員数は就業人員(常用パートを含んでおります。)であります。なお、臨時従業員については全社員の10%以下であり、その重要性が低いいため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 売上高

セグメントの名称	項目	第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)		
		数量 (戸数)	売上高 (千円)	構成比 (%)
不動産分譲事業	マンション	31	1,196,392	53.3
	マンションJV事業	-	-	-
	戸建	23	970,941	43.2
	小計	54	2,167,333	96.5
不動産販売代理事業	自社開発物件(新築分譲)	75	6,040	0.3
	自社開発JV物件(新築分譲)	-	-	-
	他社開発物件(新築分譲)	9	20,063	0.9
	仲介	1	570	0.0
	小計	85	26,673	1.2
不動産ソリューション事業		-	-	-
その他事業		-	51,665	2.3
合計		139	2,245,672	100.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 期中契約実績の状況

セグメントの名称	項目	第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)		
		数量 (戸数)	金額 (千円)	構成比 (%)
不動産分譲事業	マンション	96	3,894,150	78.3
	マンションJV事業	8	284,152	5.7
	戸建	20	797,744	16.0
	小計	124	4,976,046	100.0
不動産販売代理事業	自社開発物件(新築分譲)	96	3,894,150	62.4
	自社開発JV物件(新築分譲)	8	284,152	4.6
	他社開発物件(新築分譲)	48	2,012,977	32.3
	戸建	1	45,032	0.7
	小計	153	6,236,311	100.0

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 不動産販売代理事業における期中契約実績の金額は、売主の顧客に対する販売価格によります。

(3) 期末契約残高の状況

セグメントの名称	項目	第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)		
		数量 (戸数)	金額 (千円)	構成比 (%)
不動産分譲事業	マンション	149	6,859,616	67.9
	マンションJV事業	71	2,869,212	28.4
	戸建	10	370,129	3.7
	小計	230	10,098,957	100.0
不動産販売代理事業	自社開発物件(新築分譲)	149	6,859,616	45.1
	自社開発JV物件(新築分譲)	71	2,869,212	18.9
	他社開発物件(新築分譲)	121	5,477,640	36.0
	戸建	-	-	-
	小計	341	15,206,468	100.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 不動産販売代理事業における期末契約残高の金額は、売主の顧客に対する販売価格によります。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は第1四半期連結会計期間の四半期報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在していません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、設立第1期として初めて四半期報告書を作成しているため、前期比較についての記載を行っていません。

（1）業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、アジア新興諸国を中心とした海外経済の改善により企業収益が伸長し、設備投資や個人消費は回復の兆しが見え始めたものの、その一方で急激な円高の進行や雇用情勢の厳しさなどを背景とした、持続的なデフレによる下振れ懸念から、依然先行き不透明感が継続しております。

一方、当社グループの属する不動産業界におきましては、住宅取得時の減税措置および住宅エコポイント制度の促進等の不動産市場安定化政策などの追い風もあり、平成22年首都圏分譲マンション市場の供給戸数は44,535戸と前年比22.4%増、初月契約率は前年比8.7Pアップの78.4%と、好調の目安とされている70%を12カ月連続で上回り回復基調にあるものの、平成19年供給戸数61,021戸と比較するとまだまだ少ない状況となっております。

このような環境下、当社グループにおきましては、マンション分譲と戸建分譲を事業の二本柱と捉え積極的に事業展開しており、当第2四半期連結会計期間における業績は以下のとおりであります。

マンション分譲におきましては、当第2四半期連結会計期間における物件の引渡しは、「ウィルローズ瑞江ブライズ」の引渡しを行いました。また、当連結会計年度における引渡し予定物件が下期以降（特に第4四半期連結会計期間）に集中しており、これらの販売に注力しました。市場ニーズの高い都心部を中心としたエリア選定と当社の強みである販売力の融合により、順調に販売が進捗しております。

戸建分譲におきましては、当社連結子会社株式会社グローバル・キャストが事業開始から1年半が経過し、所沢エリアを中心に順調に事業規模を拡大させてまいりました。完全自社施工による3,000万円台を中心とした価格帯が市場ニーズに対応し、当第2四半期連結会計期間における販売は順調に進捗しております。建物完成と物件引渡しを同時に行う販売管理体制による、完成在庫の削減を図りました。

引渡し（売上計上時）に先行して販売し契約したマンション及び戸建の自社物件にかかる当第2四半期連結会計期間末の契約残高は、2,978百万円（72戸）増加し、10,098百万円（230戸）となりました。（直近の販売進捗状況につきましては、文末の（ご参考）をご覧ください。）

不動産分譲事業における成長の源泉となる用地の仕入につきましては、再来期以降について順調に仕入を行っておりますが、価格が上昇傾向にあるため、慎重に対応してまいります。

マンション分譲につきましては、共同事業方式も選択肢として加え、プロジェクト規模として短期間で開発、販売が可能な総戸数50～100戸程度の中規模物件を中心に、得意エリアである市場ニーズの高い都心部及び周辺エリアの用地取得を図ります。戸建分譲につきましては、所沢エリアだけではなく東京都下及び城北、城東エリアまで幅広く用地取得を行い、事業エリアの拡大を図ります。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における売上高は2,245百万円、営業利益は46百万円、経常損失は25百万円、四半期純損失は26百万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における売上高は2,936百万円、営業損失は119百万円、経常損失は270百万円、四半期純損失は180百万円となりました。

(ご参考)平成23年1月31日現在における仕入及び販売の現況

マンション分譲につきましては、すでに本連結会計年度分の仕入れが完了し、本年度中引渡予定287戸に対して253戸が契約済み(契約進捗率88.2%)となっております。

また、戸建分譲につきましては、本連結会計年度分の仕入れが完了し、本年度中引渡予定110戸に対して59戸が契約済み(契約進捗率53.6%)となっております。

他社物件の販売代理につきましては、本年度中引渡計画43戸に対し51戸が契約済み(契約進捗率118.6%)となっております。

当第2四半期連結会計期間におけるセグメントの業績は次のとおりであります。

なお、売上高の金額につきましては、セグメント間の内部売上高を含めて記載しております。

[不動産分譲事業]

不動産分譲事業におきましては、マンション分譲と戸建分譲を行っております。自社ブランドマンション「ウィルローズ」シリーズにつきましては、「ウィルローズ瑞江プライズ」について31戸(第2四半期連結累計期間についても31戸)の引渡を行いました。また、戸建分譲につきましては「北秋津プロジェクト」等の23戸(第2四半期連結累計期間については41戸)の引渡しを行いません。

以上の結果、当セグメントの売上高は2,167百万円、営業利益は222百万円となりました。

また、第2四半期連結累計期間における、当セグメントの売上高は2,735百万円、営業利益は245百万円となりました。

[不動産販売代理事業]

不動産販売代理事業におきましては、自社開発物件及び他社開発物件について販売代理を行い、東京都区部で4物件43戸(第2四半期連結累計期間については、東京都区部で4物件84戸)の引渡等を行いました。

以上の結果、当セグメントの売上高は105百万円、営業損失は8百万円となりました。

また、第2四半期連結累計期間における、当セグメントの売上高は178百万円、営業損失は36百万円となりました。

[不動産ソリューション事業]

不動産ソリューション事業におきましては、昨今の不動産投資家の需要が低迷していることを受け、事業展開を見合わせ、その間、他事業に経営資源をシフトしております。

以上の結果、当セグメントの売上高は-百万円、営業損失は0百万円となりました。

また、第2四半期連結累計期間における、当セグメントの売上高は-百万円、営業損失は11百万円となりました。

[その他事業]

その他事業におきましては、分譲マンション管理業務が順調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は52百万円、営業利益は18百万円となりました。

また、第2四半期連結累計期間における、当セグメントの売上高は106百万円、営業利益は35百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は12,029百万円となりました。うち流動資産は10,220百万円、固定資産は1,808百万円であります。

流動資産の主な内容としましては、現金及び預金963百万円、仕掛販売用不動産7,762百万円であります。

固定資産の主な内容としましては、有形固定資産1,544百万円、無形固定資産10百万円、投資その他の資産253百万円であります。

当第2四半期連結会計期間末における総負債は10,013百万円となりました。うち流動負債は6,590百万円、固定負債は3,423百万円であります。

流動負債の主な内容としましては、短期借入金1,729百万円、1年内返済予定の長期借入金3,294百万円でありませす。

固定負債の主な内容としましては、社債390百万円、長期借入金3,011百万円であります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産は2,015百万円となりました。なお、自己資本比率は16.6%、1株当たり純資産額は634.91円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第 2 四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第 1 四半期連結会計期間末に比べ291百万円減少し、786百万円となりました。

当第 2 四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は下記の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第 2 四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、たな卸資産の増加額569百万円を主要因として、508百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第 2 四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出額49百万円、保証金の差入による支出額15百万円を主要因として、69百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第 2 四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金による純減少額153百万円、長期借入金の純増加額440百万円を主要因として、286百万円の収入となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 2 四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 平成23年1月14日開催の取締役会決議により、平成23年2月1日付をもって1株を4株とする株式分割を行い、分割に伴い、発行可能株式総数を40,000,000株に変更しております。

【発行済株式】

種類	当第2四半期連結会計 期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,144,200	12,576,800	株式会社大阪証券取引 所JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。
計	3,144,200	12,576,800	-	-

(注) 平成23年1月14日開催の取締役会決議により、平成23年2月1日付をもって1株を4株とする株式分割を行いましたので、発行済株式総数は9,432,600株増加して12,576,800株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

	当第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	845
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株を1単元としております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,500(注)9.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり14,500(注)9.
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 145(注)9. 資本組入額 73(注)7.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

(注)1. 株式会社グローバル住販の株式移転により当社が設立された平成22年7月1日付けで、当社は株式会社グローバル住販第3回新株予約権を継承しております。

2. 平成18年10月13日に開催された株式会社グローバル住販取締役会で、個別付与が承認されております。
3. 当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

4. 以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

イ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ 当社が時価(ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

八 上記イ及びロのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整します。

5. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。

イ 新株予約権者は、上記 に定める行使期間にかかわらず、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場された日後1年を経過する日まで、権利を行使することができないものとします。

ロ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

ハ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

ニ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ハに従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

リ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

8. 平成22年7月1日付で株式会社グローバル住販が株式移転により当社を設立したことに伴い、新株予約権の

目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

9. 平成23年1月14日開催の取締役会決議により、平成23年2月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が以下のとおり調整されております。

	調整前	調整後
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,500	338,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 14,500	1個当たり 14,800
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 145 資本組入額 73	発行価格 37 資本組入額 19

第2回新株予約権

	当第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株を1単元としております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり14,500(注)8.
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年11月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 145(注)8. 資本組入額 73(注)6.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.

(注)1. 株式会社グローバル住販の株式移転により当社が設立された平成22年7月1日付けで、当社は株式会社グローバル住販第4回新株予約権を継承しております。

2. 平成18年11月24日開催の株式会社グローバル住販臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

3. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

イ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

ハ 上記イ及びロのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整します。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。

イ 新株予約権者は、上記 に定める行使期間にかかわらず、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場された日後1年を経過する日まで、権利を行使することができないものとします。

ロ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

ハ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとします。

ニ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。

ホ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによります。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ハに従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

リ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

7. 平成22年7月1日付で株式会社グローバル住販が株式移転により当社を設立したことに伴い、新株予約権の

目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

8. 平成23年1月14日開催の取締役会決議により、平成23年2月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が以下のとおり調整されております。

	調整前		調整後	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000		40,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり	14,500	1個当たり	14,800
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	145	発行価格	37
	資本組入額	73	資本組入額	19

第3回新株予約権

	当第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株を1単元としております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,200(注)9.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり14,500(注)9.
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 145(注)9. 資本組入額 73(注)7.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

(注)1. 株式会社グローバル住販の株式移転により当社が設立された平成22年7月1日付けで、当社は株式会社グローバル住販第5回新株予約権を継承しております。

2. 平成19年7月13日に開催された株式会社グローバル住販取締役会で、個別付与が承認されております。

3. 当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

4. 以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

- イ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ロ 当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

- ハ 上記イ及びロのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整します。

5. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。

- イ 新株予約権者は、上記 に定める行使期間にかかわらず、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場された日後1年を経過する日まで、権利を行使することができないものとします。

- ロ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- ハ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとします。

- ニ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記八に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

リ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

8. 平成22年7月1日付で株式会社グローバル住販が株式移転により当社を設立したことに伴い、新株予約権の

目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

9. 平成23年1月14日開催の取締役会決議により、平成23年2月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が以下のとおり調整されております。

	調整前		調整後	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,200		24,800	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり	14,500	1個当たり	14,800
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格	145	発行価格	37
	資本組入額	73	資本組入額	19

第4回新株予約権

	当第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,263
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株を1単元としております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	126,300(注)8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり114,500(注)8.
新株予約権の行使期間	自平成24年10月1日 至平成32年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,145(注)8. 資本組入額 573(注)8.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

(注)1.平成22年7月27日に開催された当社取締役会で、個別付与が承認されております。

2.当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とします。ただし本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

3.以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

イ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ 当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

ハ 上記イ及びロのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整します。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。
- イ 株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が2,200円以上（株式分割または株式併合があった場合には、上記3.で得られる調整後行使価額に当該分割または併合の比率を乗じた価額）、かつ、平成23年6月期及び平成24年6月期の監査済みの当社連結損益計算書における当期純利益がどちらも400万円を超えた場合、本新株予約権を権利行使できる。
 - ロ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
 - ハ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該行使時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ホ 各新株予約権の一部行使はできない。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。
6. 当社による新株予約権の取得に関する事項は、下記のとおりであります。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の決議（株主総会の決議を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ロ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ハ 本新株予約権の割当日から1年を経過した日から行使期間の末日までの間に、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ハに従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

リ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ヌ 当社による新株予約権の取得事由及び条件

上記6. に準じて決定する。

ル その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 平成23年1月14日開催の取締役会決議により、平成23年2月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が以下のとおり調整されております。

	調整前		調整後	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	126,300		505,200	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 114,500		1個当たり 114,800	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1,145	発行価格	287
	資本組入額	573	資本組入額	144

第5回新株予約権

	当第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,249
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株を1単元としております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	124,900(注)8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり125,000(注)8.
新株予約権の行使期間	自平成24年7月30日 至平成32年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,250(注)8. 資本組入額 625(注)8.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

(注)1. 平成22年7月27日に開催された当社取締役会で、個別付与が承認されております。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とします。ただし本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

3. 以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

イ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ 当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

ハ 上記イ及びロのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整します。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。
- イ 株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が2,200円以上（株式分割または株式併合があった場合には、上記3.で得られる調整後行使価額に当該分割または併合の比率を乗じた価額）、かつ、平成23年6月期及び平成24年6月期の監査済みの当社連結損益計算書における当期純利益がどちらも400万円を超えた場合、本新株予約権を権利行使できる。
 - ロ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
 - ハ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該行使時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ホ 各新株予約権の一部行使はできない。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。
6. 当社による新株予約権の取得に関する事項は、下記のとおりであります。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の決議（株主総会の決議を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ロ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ハ 本新株予約権の割当日から1年を経過した日から行使期間の末日までの間に、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ハに従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

リ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ヌ 当社による新株予約権の取得事由及び条件

上記6. に準じて決定する。

ル その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 平成23年1月14日開催の取締役会決議により、平成23年2月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が以下のとおり調整されております。

	調整前		調整後	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	124,900		499,600	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 125,000		1個当たり 125,200	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1,250	発行価格	313
	資本組入額	625	資本組入額	157

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	3,144,200	-	288,797	-	175,597

(注) 平成23年2月1日をもって1株を4株に分割し、これに伴い発行済株式総数が9,432,600株増加し、12,576,800株と
なっております。

(6)【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
永嶋 秀和	東京都中野区	1,040,000	33.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505018 (常任代理人 みずほコーポレート 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4 - 16 - 13)	332,300	10.56
永嶋 康雄	東京都港区	330,000	10.50
株式会社クリード	東京都新宿区2 - 6 - 4	280,000	8.91
MLPFS CUSTODY ACCOUNT (常任代理人 メリルリンチ日本証券 株式会社)	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK N.Y. USA (東京都中央区日本橋1 - 4 - 1 日本橋一 丁目ビルディング)	153,500	4.88
HSBC PRIVATE BANK(SUISSE) SA SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	21 COLLYER QUAY #09-00 HONGKONGBANK BUILDING SINGAPORE 049320 (東京都中央区日本橋3 - 11 - 1)	115,200	3.66
奥田 晃久	東京都中央区	79,000	2.51
宮本 晋一	東京都渋谷区	79,000	2.51
BNY FOR ING ASIA PTE BANK (TOKYO RESIDENT) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	ING ASIA PRIVATE BANK LIMITED 9 RAFFLES PLACE,08-01 REPUBLIC PLAZA SINGAPORE 048619 (東京都千代田区丸の内2 - 7 - 1)	55,200	1.76
徳永 早苗	東京都町田市	49,000	1.56
計	-	2,513,200	79.93

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,144,200	31,442	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	3,144,200	-	-
総株主の議決権	-	31,442	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期連結累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,384	1,250	1,040	1,038	1,080	1,120
最低(円)	934	840	970	936	1,020	1,000

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

3【役員の状況】

当四半期報告書提出日現在における当社役員の状況は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役社長		永嶋 秀和	昭和45年11月6日生	平成7年4月 扶桑レクセル株式会社(現 株式会社大京) 入社 平成10年11月 有限会社グローバル住販 代表取締役 平成11年2月 同社を株式会社グローバル住販に組織変更 代表取締役社長 平成17年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント(現 株式会社グローバル・ハート) 取締役 平成18年6月 株式会社ヒューマンヴェルディ(現 株式会社 グローバル・キャスト) 代表取締役社長 平成18年9月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバル ・エルシード) 取締役(現任) 平成21年7月 株式会社エルキャスト(現 株式会社グローバ ル・キャスト) 取締役(現任) 平成22年7月 当社 代表取締役社長(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル住販 取締役(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役(現任)	(注)3	1,040,000株
取締役	-	永嶋 康雄	昭和38年3月28日生	昭和61年4月 タカラスタンダード株式会社 入社 平成元年10月 株式会社大京 入社 平成3年9月 株式会社住宅建設 入社 平成7年7月 株式会社エコーハウジング(現 株式会社ラ ンドコンサルジャパン) 代表取締役社長 平成10年9月 有限会社シー・アール・エス(現 株式会社グ ローバル住販) 代表取締役社長 平成13年11月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバル ・エルシード) 監査役 平成14年8月 同社 代表取締役社長(現任) 平成22年7月 当社 取締役(現任)	(注)3	330,000株
取締役	管理部長	吉田 修	昭和41年2月11日生	平成2年4月 株式会社大京 入社 平成11年5月 株式会社グローバル住販入社 業務部長 平成13年11月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバ ル・エルシード) 代表取締役社長 平成14年8月 同社 取締役 平成14年9月 株式会社グローバル住販 取締役業務部長 平成17年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント(現 株式会社グローバル・ハート) 監査役 平成18年7月 株式会社グローバル住販 取締役管理部長 平成19年4月 同社 取締役財務経理部長(現任) 平成22年7月 当社 取締役財務経理部長 平成22年7月 株式会社グローバル・エルシード 取締役(現 任) 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 取締役(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役(現任) 平成23年1月 当社 取締役管理部長(現任)	(注)3	48,000株

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	任期	所有株式数
取締役	経営企画室長	岡田 一男	昭和45年8月21日生	平成8年10月 星税務会計事務所 入所 平成11年9月 株式会社グローバル住販 入社 平成17年7月 同社 経営企画室長 平成19年3月 株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エルシード） 取締役（現任） 平成22年7月 当社 取締役経営企画室長（現任） 平成22年7月 株式会社グローバル住販 取締役（現任） 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 取締役（現任） 平成22年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役（現任）	(注) 3	6,000株
取締役		宗吉 敏彦	昭和40年2月25日生	平成元年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 平成8年6月 株式会社クリード 代表取締役社長（現任） 平成11年2月 株式会社グローバル住販 取締役 平成22年7月 当社 取締役（現任）	(注) 3	
監査役 (常勤)		三枝 龍次郎	昭和19年8月27日生	昭和43年4月 株式会社日本勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 平成元年7月 株式会社オリエントコーポレーション 出向 平成3年9月 株式会社オリエントコーポレーション 常務取締役 平成14年6月 東京リース株式会社 管理部長 平成18年9月 株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エルシード） 監査役（現任） 平成18年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント（現 株式会社グローバル・ハート） 監査役（現任） 平成18年9月 株式会社グローバル住販 監査役（現任） 平成22年7月 当社 常勤監査役（現任） 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 監査役（現任）	(注) 4	
監査役		後藤 勇	昭和15年6月6日生	昭和38年4月 株式会社日本勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 平成5年1月 日本土地建物株式会社 常務取締役 平成11年6月 日産建設株式会社 監査役 平成15年1月 日本土地建物販売株式会社 監査役 平成18年1月 同社 非常勤顧問 平成18年5月 株式会社グローバル住販 監査役（現任） 平成18年9月 株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エルシード） 監査役（現任） 平成18年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント（現 株式会社グローバル・ハート） 監査役（現任） 平成22年7月 当社 監査役（現任） 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 監査役（現任）	(注) 4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
監査役		岡崎 鶴男	昭和8年11月4日生	昭和27年11月 警視庁 入庁 昭和58年2月 同庁千住警察署長 昭和62年9月 同庁警視正 平成元年3月 同庁麻布警察署長 平成4年9月 同庁警視長 平成4年9月 退官 平成4年9月 有限会社岡崎 代表取締役社長（現任） 平成19年5月 株式会社グローバル住販 監査役（現任） 平成22年7月 当社 監査役（現任）	(注)4	

- (注) 1. 取締役宗吉敏彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役三枝龍次郎、後藤勇及び岡崎鶴男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、当社設立日（平成22年7月1日）より、平成24年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、当社設立日（平成22年7月1日）より、平成26年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 役名及び職名は、本四半期報告書提出日現在における役名及び職名を記載しています。
6. 所有株式数は、平成22年12月31日現在の所有株式数に基づいて記載しております。
7. 平成23年2月1日付で、1株を4株に株式分割しており、所有株式数は株式分割前の株式数を記載しております。
8. 取締役永嶋康雄は代表取締役社長永嶋秀和の実兄であります。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は平成22年7月1日設立のため、前第2四半期連結会計（累計）期間及び前連結会計年度末に係る記載はしていません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成22年7月1日至平成22年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成22年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2 963,415
売掛金	17,080
未成工事支出金	1,353
販売用不動産	2 415,679
仕掛販売用不動産	2 7,762,513
貯蔵品	1,372
前払費用	745,166
繰延税金資産	143,442
その他	170,743
流動資産合計	10,220,769
固定資産	
有形固定資産	1, 2 1,544,267
無形固定資産	10,917
投資その他の資産	253,296
固定資産合計	1,808,481
資産合計	12,029,250
負債の部	
流動負債	
買掛金	351,495
短期借入金	2 1,729,600
1年内返済予定の長期借入金	2 3,294,472
未払金	133,088
未払法人税等	39,804
未払消費税等	6,438
前受金	900,583
賞与引当金	7,883
その他	126,916
流動負債合計	6,590,281
固定負債	
社債	390,000
長期借入金	2 3,011,031
その他	22,644
固定負債合計	3,423,675
負債合計	10,013,957

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成22年12月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	288,797
資本剰余金	1,297,910
利益剰余金	415,921
株主資本合計	2,002,629
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	151
為替換算調整勘定	6,490
評価・換算差額等合計	6,339
新株予約権	19,001
純資産合計	2,015,292
負債純資産合計	12,029,250

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,936,507
売上原価	2,276,428
売上総利益	660,079
販売費及び一般管理費	¹ 779,798
営業損失()	119,719
営業外収益	
受取利息	339
固定資産税等精算差額	² 4,569
その他	4,921
営業外収益合計	9,831
営業外費用	
支払利息	120,491
持分法による投資損失	1,059
その他	39,010
営業外費用合計	160,561
経常損失()	270,449
特別損失	
その他	3,351
特別損失合計	3,351
税金等調整前四半期純損失()	273,801
法人税、住民税及び事業税	38,310
法人税等調整額	131,329
法人税等合計	93,018
少数株主損益調整前四半期純損失()	180,782
四半期純損失()	180,782

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,245,672
売上原価	1,760,615
売上総利益	485,057
販売費及び一般管理費	¹ 438,355
営業利益	46,701
営業外収益	
受取利息	45
固定資産税等精算差額	² 252
その他	1,884
営業外収益合計	2,182
営業外費用	
支払利息	64,359
持分法による投資損失	643
その他	9,016
営業外費用合計	74,018
経常損失()	25,134
特別損失	
その他	3,351
特別損失合計	3,351
税金等調整前四半期純損失()	28,486
法人税、住民税及び事業税	26,790
法人税等調整額	28,993
法人税等合計	2,203
少数株主損益調整前四半期純損失()	26,283
四半期純損失()	26,283

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成22年7月1日
至平成22年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	273,801
減価償却費	19,476
賞与引当金の増減額(は減少)	3,266
株式報酬費用	17,319
受取利息及び受取配当金	357
支払利息	120,491
為替差損益(は益)	72
持分法による投資損益(は益)	1,059
関係会社整理損	3,351
売上債権の増減額(は増加)	15,833
たな卸資産の増減額(は増加)	2,992,352
前払費用の増減額(は増加)	371,350
長期前払費用の増減額(は増加)	5,478
仕入債務の増減額(は減少)	14,611
未払金の増減額(は減少)	46,722
未払消費税等の増減額(は減少)	65,589
未払費用の増減額(は減少)	709
前受金の増減額(は減少)	334,967
預り金の増減額(は減少)	29,377
その他	57,890
小計	3,093,712
利息及び配当金の受取額	357
利息の支払額	112,642
法人税等の支払額	74,769
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,280,766
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	10,200
定期預金の預入による支出	17,627
有形固定資産の取得による支出	68,367
差入保証金の差入による支出	59,337
保険積立金の積立による支出	1,555
その他	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	136,787

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成22年7月1日
至平成22年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	2,001,500
短期借入金の返済による支出	1,150,900
長期借入れによる収入	2,145,000
長期借入金の返済による支出	822,725
社債の償還による支出	52,000
新株予約権の発行による収入	1,682
配当金の支払額	47,163
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,075,393
現金及び現金同等物に係る換算差額	72
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,342,233
現金及び現金同等物の期首残高	2,128,321
現金及び現金同等物の四半期末残高	786,088

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当社は平成22年7月1日に株式会社グローバル住販より単独株式移転の方法によって、純粹持株会社（完全親会社）として設立されました。四半期連結財務諸表は、第1四半期連結会計期間から作成しておりますので、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等」を記載しております。

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社は、株式会社グローバル住販、株式会社グローバル・エルシード、株式会社グローバル・キャスト、株式会社グローバル・ハートの4社であり、全ての子会社を連結対象としております。</p> <p>なお、アドニス有限責任中間法人は当第2四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しておりますが、清算終了までの期間の損益及びキャッシュ・フローは、四半期連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に含めております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>関連会社は、株式会社アスコット・アセット・コンサルティング、205 West 147th Street, LLCの2社であり、全ての関連会社を持分法適用対象としております。</p>
3. 連結子会社の四半期連結決算日に関する事項	<p>すべての連結子会社の決算日は、四半期連結決算日と一致しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p> その他有価証券</p> <p> 時価のあるもの</p> <p> 四半期連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p> 時価のないもの</p> <p> 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>たな卸資産</p> <p> イ．仕掛販売用不動産・販売用不動産</p> <p> 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p> <p> ロ．未成工事支出金</p> <p> 個別法による原価法によっております。</p>

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
	<p>八．貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物及び構築物 10～47年 その他 4～20年 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づいております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 創立費 設立時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当四半期連結累計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(5) その他四半期連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当四半期連結累計期間の費用として処理しております。 なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p> <p>資金の範囲については、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資となっております。</p>
6. 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末
 (平成22年12月31日)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は、74,450千円であります。
- 2 担保に供している資産並びに担保付債務は次の通り
 であります。

担保資産

現金及び預金	106,704千円
販売用不動産	253,052千円
仕掛販売用不動産	6,290,933千円
建物及び構築物	678,358千円
土地	780,567千円
計	8,109,616千円

担保付債務

短期借入金	1,530,600千円
1年内返済予定の長期借入金	3,207,160千円
長期借入金	2,763,133千円
計	7,500,893千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間

(自 平成22年7月1日
至 平成22年12月31日)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

役員報酬	162,475千円
------	-----------

給与手当	126,345千円
------	-----------

賞与引当金繰入額	7,883千円
----------	---------

2 当社販売物件購入者負担の固定資産税等にかかる精算差額であります。

当第2四半期連結会計期間

(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

役員報酬	91,625千円
------	----------

給与手当	66,720千円
------	----------

プロジェクト販売費	98,341千円
-----------	----------

賞与引当金繰入額	7,883千円
----------	---------

2 当社販売物件購入者負担の固定資産税等にかかる精算差額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	963,415千円
満期までの期間が3か月を超える定期預金	70,623千円
担保差入定期預金	106,704千円
現金及び現金同等物	786,088千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年7月1日
至平成22年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,144,200株

2.自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 19,001千円

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

当社は平成22年7月1日に株式会社グローバル住販からの株式移転により設立された持株会社であるため、同社の定時株主総会において基準日における同社普通株式の所有状況に基づき配当されると決議されたものであります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月24日 定時株主総会	株式会社グローバル住販 普通株式	47,163	1,500	平成22年6月30日	平成22年9月27日	利益剰余金

(2)基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力
発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第2四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社グループの報告セグメントは、当社グループ構成単位のうち分離独立した財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

純粋持株会社である当社は、主として事業の内容ごとに事業子会社を置き、各事業子会社は、各事業毎にプロジェクトやサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、主として各事業会社を基礎とした事業別セグメントから構成されており、「不動産分譲事業」、「不動産販売代理事業」、「不動産ソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「不動産分譲事業」においては、用地を取得開発し、マンションや戸建住宅として、一般消費者に分譲販売しております。

「不動産販売代理事業」においては、当社グループ又はグループ外の不動産会社が開発したマンションや戸建住宅の一般消費者向け分譲販売代理及び、各種不動産物件を仲介しております。

「不動産ソリューション事業」においては、不動産投資家向けに開発又は取得した物件をバリューアップした上で一括売却しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	不動産分譲 事業	不動産 販売代 理事業	不動産ソ リュウ ション事 業	計				
売上高								
外部顧客への売上 高	2,735,751	96,985	-	2,832,737	103,770	2,936,507	-	2,936,507
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	81,269	-	81,269	2,297	83,567	83,567	-
計	2,735,751	178,255	-	2,914,007	106,067	3,020,075	83,567	2,936,507
セグメント利益又は 損失()	245,513	36,222	11,770	197,520	35,417	232,938	352,657	119,719

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建物管理事業及び不動産賃貸事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 352,657千円には、セグメント間取引消去 2,141千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 350,516千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務人事・財務経理部門等の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	不動産分譲 事業	不動産 販売代理 事業	不動産ソ リユー ション事 業	計				
売上高								
外部顧客への売上 高	2,167,333	26,673	-	2,194,007	51,665	2,245,672	-	2,245,672
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	79,128	-	79,128	861	79,990	79,990	-
計	2,167,333	105,802	-	2,273,136	52,526	2,325,663	79,990	2,245,672
セグメント利益又は 損失()	222,826	8,811	144	213,871	18,852	232,724	186,022	46,701

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建物管理事業及び不動産賃貸事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 186,022千円には、セグメント間取引消去 1,314千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 184,708千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務人事・財務経理部門等の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、主にマンションや戸建及び収益用不動産の開発プロジェクトのための、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債は、主にマンションや戸建及び収益用不動産の開発プロジェクトのために調達するものであり、借入金の返済期日は最長で決算日後10年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	四半期連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	963,415	963,415	-
(2) 売掛金	17,080	17,080	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,199	1,199	-
資産計	981,696	981,696	-
(1) 買掛金	351,495	351,495	-
(2) 短期借入金	1,729,600	1,729,600	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	3,294,472	3,294,472	-
(4) 未払金	133,088	133,088	-
(5) 社債	390,000	392,124	2,124
(6) 長期借入金	3,011,031	3,009,606	1,424
負債計	8,909,687	8,910,387	699

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらはすべて株式であるため、時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

市場価格のないものであるため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	四半期連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	16,961

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の四半期連結会計期間末日後の償還予定額

当社グループは、満期のある有価証券を所有しておりません。

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
現金及び預金	963,415	-	-
売掛金	17,080	-	-
合計	980,496	-	-

4. 社債及び長期借入金の四半期連結会計期間末日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	-	390,000	-	-	-	-
長期借入金	3,294,472	417,624	1,418,904	134,278	91,258	948,967
合計	3,294,472	807,624	1,418,904	134,278	91,258	948,967

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

ストック・オプション等に係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 10,391千円

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	
1 株当たり純資産額	634.91円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

当第 2 四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額 () 57.50円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 () 8.36円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 2 四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失 (千円)	180,782	26,283
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	180,782	26,283
期中平均株式数 (株)	3,144,200	3,144,200

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自平成22年10月1日
至平成22年12月31日)

(株式の分割)

平成23年1月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議し、平成23年2月1日付けをもって株式分割を行いました。

1 株式分割の目的

当社の最近の株価及び取引高の動向を踏まえ、また来期以降の業績を見据え取引しやすい価格とし、株式の流動性を向上させ、取引高及び株主数を増加させることを目的としております。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成23年1月31日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、4株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,144,200株
今回の分割により増加する株式数	9,432,600株
株式分割後の当社発行済株式総数	12,576,800株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

3 効力発生日 平成23年2月1日

4 その他

当該株式分割が当連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

1 株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	158.73円
--------------------------------	---------

1 株当たり四半期純損失金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	14.37円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円

当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	2.09円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円

(注) 当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社 THEグローバル社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長澤 正浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 卓士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社THEグローバル社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社THEグローバル社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。